



# 指宿市幼児教育保育の無償化



令和元年10月1日から幼稚園、保育所、認定こども園などの  
利用料が**一部無償化**されます。

※給食費や教材費などの施設で定める費用は対象外となります。

幼稚園・保育所・認定こども園・地域型保育事業を利用する子どもたち  
(しらゆき保育園)

## 【対象者・利用料】

○ 幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する3歳から5歳までの  
全ての子どもたちの利用料が無償化されます。

● 無償化の期間は、満3歳になった後の4月1日からです。

(注) 幼稚園や認定こども園の幼稚園部分は、満3歳になったときから無償化となります。

● 通園送迎費、給食費、行事費などは、これまでどおり保護者の負担になります。  
ただし、年収360万円未満相当世帯の子どもたちと全ての世帯の第3子以降  
の子どもたちについては、副食（おかず・おやつ等）の費用が免除されます。

○ 0歳から2歳までの子どもたちは、住民税非課税世帯のみ利用  
料が無償化されます。

● 対象とならない場合も、現行の軽減制度は継続し、保育所等を利用する最年長  
の子どもを第1子とカウントして、0歳から2歳までの第2子は半額、第3子以  
降は無償となります。

※年収360万円未満相当世帯については、第1子の年齢は問いません



## 【手続きについて】

手続きは必要ありません

(注) 指宿市外の子ども・子育て支援新制度の対象ではない幼稚園を利用する場合は手続が必要  
ですので指宿市までご相談ください。

## 【企業主導型保育施設について】

企業主導型保育事業の利用料（標準的な利用料）も無償化の対象です。

※詳しくは各事業所までお問い合わせください。



## 幼稚園の預かり保育を利用する子どもたち

### 【対象者・利用料】

幼稚園の利用に加え、利用日数に応じて、最大月額1.13万円まで利用料が無償化されます。

### 【手続きについて】

指宿市へ「保育の必要性の認定」の申請を行う必要があります。

※「保育の必要性の認定」の要件は就労、妊娠・出産、病気・障害、介護・看護、就学等で、認可保育所等に入所申込みを行う場合と同様の要件となります。申請書は市の窓口や施設を通じて配布します。



## 認可外保育施設等を利用する子どもたち

### 【対象となる施設・事業】

認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業が対象です。

※認可外保育施設とは、一般的な認可外保育施設、地方自治体独自の認証保育施設、ベビーシッター、認可外の事業所内保育等を指します。

### 【対象者・利用料】

3歳から5歳までの子どもたちは月額3.7万円まで、0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもたちは月額4.2万円までの利用料が無償化されます。

### 【手続きについて】

指宿市へ「保育の必要性の認定」の申請を行う必要があります。

※「保育の必要性の認定」の要件は就労、妊娠・出産、病気・障害、介護・看護、就学等で、認可保育所等に入所申込みを行う場合と同様の要件となります。申請書は市の窓口や施設を通じて配布します。

※保育所、認定こども園等を利用できていない方が対象となります。

## 障害児の発達支援を利用する子どもたち

就学前の障害児の発達支援を利用する子どもたちについても、3歳から5歳までの利用料が無償化されます。

問い合わせ先

指宿市地域福祉課児童母子福祉係 TEL:0993-22-2111 (内線271)

